

「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程(案)・同要綱(案)」に対する府民意見等と大阪府教育委員会の考え方について

☆ 募集期間:平成28年1月26日(火曜日)から平成28年2月24日(水曜日)まで

☆ 募集方法:電子申請、郵送、ファックス

☆ 募集結果:20団体・個人から21件の意見提出がありました(うち意見の公表を望まないものが3件ありました。)

	意見等	回答
1	<p>・知事部局の対応要領(対応規程・要綱)は、主には「役所窓口での対応」について書かれているものであり、府教委や府警もほぼ同じ内容で書かれている。しかし、特に教育部門では、役所窓口での対応よりも学校現場での対応の方が障害児との接点は当然多く、またこの間、府内市町村で入学時の差別事例等の問題も相次いでいることから、差別の防止に向けて、「学校現場でどのように対応すべきか」、具体的な内容を記すべきである。また、府教委が府立学校での対応のあり方について率先して模範例を示すことで、市町村の学校現場や私立学校等に差別解消取り組みを浸透させ、押し広げていく効果もあると考える。府教委では差別の防止に向けて、知事部局とは別の対応要領(対応規程・要綱・留意事項)を作成し、障害児と直接関わる学校現場での対応(入学時の様々な保障、学校内での様々な保障、卒業時の進路保障等の対応)について、不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例を必ず示すようにして頂きたい。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。 また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p>
2	<p>「不当な差別的取扱いの具体例」「合理的配慮の具体例」の中に教育現場に即した例がないのは問題だと思えます。学校生活において、設備がないからと入学を拒否したり、あたり前の様に行事への保護者の付き添いを求めたりすることが差別にあたるとの意識を浸透させるためにも具体的な例をあげて欲しいです。また、実際に対応に困るであろう事象については、合理的配慮をするという方向の具体例を示すことによって現場での混乱もさけることができるので、絶対必要だと思います。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。 また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p>
3	<p>子供が医療的ケアが必要であるが、健常児と同じ放課後学童保育への入所を希望している。 医療的ケア児には幅広く様々な病状の子供がいるが、わが子は医療的ケアが必要であるものの、知的面、発達面での遅れはなく年齢相応の成長をしており、元気に走りまわっている。看護師を配置し適切なケアを行い配慮して頂ければ、放課後学童保育で問題なく過ごせる。 受入れている市もあるようだが、医療的ケア児は個人によって病状が様々であるにもかかわらず、個々の最適な環境を検討することなく、入所の基準が一律“医療的ケアが必要でない”とされている市町村が多いようである。放課後学童保育は役所が関わっている事業にも関わらず、医療ケア児に対する排除的な対応が、“常識”となっている現状は非常に差別的である。 当然、福祉、医療、障害、教育に関係する職員は差別に対する認識が十分高くあるべきと期待されるが、“医療的ケア児は健常児とは過ごせない”という差別的な認識が放置され、医療的ケア児が差別的な扱いを受けている状態が常態化しているのは、これらの職員の差別に対する認識が非常に低いからであると感ずる。 ”第6 合理的配慮の具体例”において、医療的ケア児が必要とする合理的配慮は、府職員と会ったその場限りの対応ではない。 医療的ケア児に必要なのは、その子に応じた最適な場(保育園や学校、学童保育等)で過ごすための環境整備であり、そのための合理的配慮である。 具体例には、その場限りの府職員の対応だけではなく、府職員の医療的ケア児の教育などに対する合理的配慮の例もあげてほしい。(例:医療的ケア児の看護師配置の上での普通学校への入学、普通の保育園や放課後学童保育への入所)</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。 また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>) なお、市町村立学校の職員に対する職員対応要領の策定については、市町村教育委員会等において対応されることとなりますので、市町村教育委員会に対して情報提供を行ってまいります。</p>

	意見等	回答
	<p>教育委員会の職員対応要綱案にある、別紙において、差別的取り扱いと合理的配慮の具体例が記載されていますが、学校現場の事例が入っていないのは問題です。学校現場で働く教職員等に直接的な参考になるような、教育現場の具体例を記載するようにしてください。</p> <p>そもそも対応要領を定めるのは国の見解では「当該機関の職員による取組を確実なものとするため」であり、具体例もその目的の1つであると考えます。大阪府教育委員会が所管している職員には、府立学校の教員も相当多く含まれているにも関わらず、それらに対する具体的事例がないことは「取組を確実なものにする」ことに照らして問題です。</p> <p>4 文科省の出した、対応指針にも「学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。」「試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。」等の学校現場の事例が記載されていますので、それも参考にして、学校現場の具体例を記載するようにしてください。</p> <p>また要綱案の最後に「学校における留意点について」があり、この研修資料には具体例等も記載されているようですが、今回の意見募集の資料としても見ることができないことから、あくまでも参考的な扱いであることは明らかです。本文中に具体事例をあげることを強く要望します。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』（府立学校教職員研修用資料）に記載しています。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p>
	<p>僕は常時の車イス利用者です。 配慮をしてもらえたケースをお伝えします。 僕は小5のとき、兵庫県のハチキタ高原で、山登りをすることになって、どうやって登るかという相談になった。 記憶があいまいなところもあるけど、車イスで登れない箇所があるかもということで、先生がおんぶひもを使ったら〇〇君をおんぶできるのでは？当時はそんなに重くなかったの、ひとりでは、無理かもしれないので交代要員の先生も付いてくれた。行くまでにシュミレーションをいろいろ考えながらやってくれた。</p> <p>2件目の意見です。 僕は車イス利用者です。 これも、配慮してくれたケースですが、小1（普通校）のとき、ずっとイスに座るのがしんどい（障害のせい）ので、寝転んで授業を受けられるベッドを、先生が手製でつくってくれた。授業を受けるのに、とても楽になった。</p> <p>3件目の意見です。 差別を受けたと思うケースです。 中学校の体育の年配の先生で、僕にしゃべるときだけ子供扱いの言い方で、なんやねん！と思った。体育の授業も、やることは自分で考えろと言われ、なんてと言ったら特別支援学級の先生にも怒られた。2人きりのときやトイレで怒られた。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考とさせていただきます。</p>

	意見等	回答
6	<p>●大阪府教育委員会の対応規程・要綱に、学校現場の具体例の記述がないのはおかしいので、本文中に事例を記述すること。 差別的取扱の具体例として、以下の例を記述してほしい。</p> <p>●入学時に、障害を理由に何の説明や検討も無しに入学を拒否する。学校にエレベーターがないという理由で入学を拒否すること。 ●受験する時に、障害を理由に受験を拒否する。点字やパソコンなどを使って受験することを拒否すること。 ●学校で授業を受ける時に、障害を理由に障がいの特性に応じた代替案の検討等もせず、体育や実習科目への参加を拒否する。体育や実習科目への参加のために付き添い教員などを配置することができないので、参加を拒否すること。 ●学校生活において、障害を理由に学校行事や授業で保護者の付添いを求め、断られると学校行事や授業への参加を拒否する。 ●学校行事における介助員などの付き添いにかかる費用を、保護者に求めること。 ●中学校の進路指導で、障害を理由に「支援学校」等限られた進路先しか情報提供しない。 ●中学校の進路指導で、本人や保護者が公立高校の受験を希望しているにも関わらず、中学校が受験に関する手続きに協力しないこと。</p> <p>合理的配慮の具体例として、以下の例を記述してほしい。 ●運動会や卒業式等各行事に参加できる工夫を、障害者本人や保護者とともに検討し、行っている。 ●試験の際に、拡大文字の問題用紙・解答用紙の用意をしている。 ●学習の評価に当たって、障害の状況に応じた評価方法を検討し、子どもの学習の過程や成果等を適切に評価している。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱の具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。 また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p>
7	<p>私は脳性マヒで、車イスを利用しています。 差別ではないかと思う体験を書きます。 私が定時制高校に通っていたとき、修学旅行で信州へ行ったのだけど、みんなは山登りしたのに、私だけ登れなかった。 登らずに、みんなが戻ってくるのを待っていた。私もみんなと同じように参加したかったです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>不当な差別的取扱の具体的事例 ・わたしは二分脊椎という障害があります。車イスに乗っていて、小学生のときは手動車イスに乗っていました。わたしは導尿が必要なのですが、お母さんが2時間に1回、午前と午後1回ずつ導尿しにきていました。高学年になってからは4時間に1回学校にきていました。遠足や林間、修学旅行でも導尿をするためにお母さんも一緒に来ていました。わたしは、学校の先生や学校にいる人が導尿をしてくれたらいいなと思っていました。まわりの友達とは親と一緒に遠足や修学旅行には行かないのに、わたしは親と一緒に行っていました。普通は学校や学校行事でもずっと親と一緒にいるというのはおかしいことで、差別だと思います。学校に導尿できる人がいれば解決すると思います。このような具体的事例を対応要領に入れてほしいと思います。</p> <p>合理的配慮の具体例 ・わたしは二分脊椎という障害があります。車イスに乗っていて、小学生のときは手動車イスに乗っていました。学校行事では車イスに乗っている私にできることいろいろ考えてもらいました。運動会の徒競走ではみんなより短い距離を車イスでこぎました。ゴールインのテープをもったりもしました。スキーに行ったときも、わたしはソリに乗って引っ張ってもらいました。このような合理的配慮の具体例を対応要領に入れてください。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考にさせていただきます。</p>

	意見等	回答
9	<p>不当な差別的取扱いの具体的事例 ・私は脳性まひの障害を持っています。電動車いすに乗っています。知的障害をもつ妻と軽度の知的障害をもつ子どもがいます。息子が小学校に入学する際に、事前面接がありました。その際に教師から「特別支援学校は考えていないのですか」とおすすりめされました。障害があっても地域の学校に通うインクルーシブ教育の観点からすると、障害をもつ私と妻、息子を含め、特別支援学校をすすめることは不当な差別的取扱いに当たると思っています。このような具体的事例を対応要領に入れてほしいと思います。</p> <p>不当な差別的取扱いの具体的事例 ・私は脳性まひの障害を持っています。電動車いすに乗っています。知的障害をもつ妻と子どもがいます。息子の運動会を見に行ったときに、事前に説明もなく、「車イスの人はここで見てください」という指定がありました。他の保護者は自由に見る場所を選ぶことができるのに、車イスに乗っていることを理由に場所を指定されるのは不当な差別的取扱いに当たると思っています。このような具体的事例を対応要領に入れてほしいと思います。</p> <p>不当な差別的取扱いの具体的事例 ・私は脳性まひの障害を持っています。電動車いすに乗っています。知的障害をもつ妻と子どもがいます。息子の参観日に行ったときに、車イスに乗っている私はなかなか教室に入ることができませんでした。結局は一緒に行った妻に動画を撮ってもらって家で教室の様子を見ました。担任の先生も私が車イスに乗っていることを把握しているはずなので、事前に保護者の人へ協力をお願いするなどの合理的配慮を提供することができたはずですが、合理的配慮の不提供は差別だと思っています。このような具体的事例を対応要領に入れてほしいと思います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「ともに学び、ともに育つ教育」の推進にこれまで長い年月をかけて取り組んでこられた大阪府教育委員会として、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程(案)及び同要綱(案)」において、教育委員会の「不当な差別的取扱いの具体例」「合理的配慮の具体例」が、知事部局と全く同じものになっていて「教育現場の具体例がない」ということは、貴教育委員会が障害者権利条約批准及び差別解消法施行よりもずっと早くから先駆けて取り組んで成果をないがしろにするものです。大阪府教育委員会はもっと胸を張って自分たちの取り組みに自信を持って教育委員会の対応規程・要綱に「不当な差別的取扱いの具体例」「合理的配慮の具体例」を入れるべきです。具体例を入れないことは貴教育委員会が先駆けて取り組んできた努力を無きものにするに等しいです。私たちは貴教育委員会が差別をなくしていこうと取り組んできたことをとても評価していますし、誇りに思っています。対応規程・要綱に「不当な差別的取扱いの具体例」「合理的配慮の具体例」がないということは、「ともに学び、ともに育つ教育」の推進ではなく「後退」を意味します。是非とも教育委員会の対応規程・要綱に「不当な差別的取扱いの具体例」「合理的配慮の具体例」をきちんと書いてください。きちんと書く事がこれまでの取り組みを貴教育委員会が評価していることとなります。府立学校教職員研修用資料の中に書かれている具体例はあまりにもお粗末な具体例で、学校現場の具体例とはかけ離れてます。これまでも府下市町村で、入学拒否や親の付き添い及び本人の思いを無視してみんなと一緒にバスで修学旅行に参加できなかったなど、まだまだ差別的な対応が現場では多々あります。大阪府教育委員会がきちんとした具体例を出していただかないと学校現場での差別は解消されません。貴教育委員会が胸を張って「ともに学び、ともに育つ教育」の推進を謳うならば、対応規程・要綱に「不当な差別的取扱いの具体例」「合理的配慮の具体例」を必ず明記してください。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。</p> <p>また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p>

	意見等	回答
11	<p>身体障害者です。 障害者登山の企画があって、養護学校のときに応募したときに、養護先生から「登れないよ」と電話で何度も言われました。 結局、山登りは、企画している人にきいたら大丈夫で、ちゃんと登れました。 このときの養護学校の先生の対応は、差別的だったと思います。</p> <p>2つ目のメールをします。 合理的配慮をしてくれた件です。 僕が小3に進級して教室が2階になったとき(いまは手すり等ついているが)、 当時はついていなくて、2階の教室で授業をすることになったから、手すりをつけてくれた。 図書室や音楽室へいく階段にも手すりをつけてくれた。手すりがあれば、当時は階段をのぼることができたので、うれしかったです。</p> <p>3つ目のメールを送ります。 (いい配慮をしてくれたケースです) 小2に進級したとき、もともと2階になるはずだったのを、クラスの教室を1階に変更してくれた。 中3のとき、卒業式のときに舞台上に50cmくらいの段差あって、車イスの友達もおったし、技術の先生がスロープを作ってくれた。頑丈だった。</p> <p>4つ目のメールをします。 これも、配慮をしてくれた経験です。 中学校のテストのとき、解答用紙を拡大してくれていた。登下校のときは中学校がリフト付きタクシーで相乗りで送迎してくれていた。こういう配慮をこれからもいろいろしてくれたらうれしいです。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考にさせていただきます。</p>
12	<p>第2条、第3条に於いて 人工呼吸器を使った生徒が、支援学校から地域の中学校に入学する際、痰の吸引や胃ろうの注入を人前でするなど校長や支援担任から言われ、クラスの教室でしようとしなかったことがありました。そのような対応は、金輪際あってはならないし、支援担任がそのような考えなら校長が、校長がそうなら教育委員会がきちんと指導して、直させるべきです。</p> <p>第2条、第3条に於いて 人工呼吸器を使う生徒が、校外及び宿泊学習、修学旅行に行く際に、正当な理由もなく、本人が納得いく説明もなしに、他の生徒と同じバスで行かせてもらえなかったことがあった。本人の意思を尊重せずに教職員で勝手に下校するよう促されたり、決められてしまうことが合理的配慮とされないように、してもらいたい。</p> <p>第五条について 様々な障害の種類があるので、とりわけ医療的ケアが必要な生徒に対しては、配置された看護師以外にも、いつでもどこでも緊急対応できるよう、関わりのある教職員を中心に、全教職員で医療的ケアを含めた研修を定期的に行うようにすべきであると思われる。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考にさせていただきます。</p>

	意見等	回答
13	<p>私は脳性マヒで車イス利用者です。 私ずっと養護学校に行っていたけど、昔の養護学校って障害が軽い子が多くて、下肢だけとか、片手がちょっとマヒしているとか、そういう子が多かった。私が一番重度やったから、テストのときとか別の教室で、口で答えて、先生がききとってくれた。 小6の修学旅行も、最初はお母さんに付いてきて下さいと言われたけど、修学旅行やのに親がついて行くのはおかしい、とお母さんが言ってくれた。結果的に先生が介護することになって、私だけで行けた。よかった体験でした。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考にさせていただきます。</p>
14	<p>大阪府教育委員会の対応規程・要綱に、学校現場の具体例の記述がないのはおかしいので、本文中に事例を記述すること。 以下の具体例を本文中に入れてください。 ・薬の投薬によって子どもが落ち着いた経験があるということをいいながら、多動な子どもに対して、担任や保護者に安易に薬の使用を提案する管理職や支援コーディネーターがある。学級経営や授業の実態を問い返す努力の放棄につながってしまう。 ・修学旅行を控えて、児童にかつて癲癇性の発作が起こったことを上げて、連れてゆくためには現地の看護師費用を保護者に求めた例がある。当該家庭は経済的に余裕のないため、本人の修学旅行をあきらめさせるしかなかった。学校が医師との連携をとり、また必要ならば看護師の配置をするべきである。 ・人工呼吸器ユーザーの生徒が修学旅行で、友達といっしょに過ごしたいと、リフト付きバスを強く求めたにもかかわらず、学校と市教委は頑として受け付けず、「安全」を盾に介護タクシーしか認めなかった。保護者は、医師の許可書もとって何度も話し合ったが、認められなかった。また、親の付き添いを求められ、宿泊費用、食事代も支払わされた。 ・教師が合理的配慮のつもりで、「こうする・ああする」と児童・生徒におろしてしまい、周りの子どもたちが、「障害のある友達といっしょに学ぶために、どうすればよいのか」、自分たちで考え試行錯誤する機会・学習の場を奪ってしまうことがある。合理的配慮は、学校・教師と、本人・保護者と相談しながら、双方の関係の中で行ってゆくことが大切である。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。 また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p>
15	<p>心臓の内部障害を持っています。激しい運動は基本だめだが、自分が無理しない程度の運動をしてもよいと医師から言われています。 小学校5年生の臨海学校の目的地が高野山だった。先生から心臓が悪いから留守番しておきといわれた。山だから何かあったときの対応が難しいと思われていたからと思う。山に徒歩で登るのは難しいが、車など他の方法で参加できたのではと思う。 また中学校のときはスキーの修学旅行にいけなかった。場所は長野県。これも何かあったときの責任がとれないからと言われ、いけなかった。障害のことを知ってもらったうえで、参加できるように工夫できたと思う。 なにかあったときの対応が難しいからという理由で参加できなかったのは悲しい。今後、障害がある生徒のことをよく知り、できるだけ行事に参加できるように配慮をおこなってほしいし、そういった合理的配慮をするように具体的に要綱の中に定めてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考にさせていただきます。</p>
16	<p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に示されているとあるが、その資料の中にも総論的なものしか記載されていない。文科省対応指針にあるような学校教育分野の詳細な留意点等を掲載や学校現場の様々な場面や時期において想定される具体的な事例の記載を充実してほしい。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。 また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p>

	意見等	回答
17	<p>・一第二条&lt;職員による障害を理由とする差別の禁止等&gt;について一人工呼吸器をつけた生徒が、支援学校で小学部を過ごしたが、学習内容に不満足感を持ち、地元の中学校に入学を希望した。すると、地元中学校の校長は、「こういう子は、病院に入院しているべき」と発言した。地域(校区)のどんな子ども(生徒)も受け入れるのが、公立学校でないか。</p> <p>・第五条:差別の解消の推進を図るため、職場に対して必要な研修・啓発を行うものとする。「医療的ケア」が必要な生徒が中学校に入学して以来、一貫して保護者は教職員等(看護師・介助員についても)一緒に研修する機会をもってくれるよう校長等に要望してきた。しかし、卒業するまで3年間、一度も行われなかった。それは親に頼る、看護師任せにすることになりかねない。看護師が欠勤したら、即親に負担がかかる。また、遠慮して休むということになりかねない。基本的なこと、日常のこと、応急措置など、研修する機会を是非校内でも行ってほしいと思う。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、取組の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>・留意事項の第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方の記述について、教育に関する不当な扱いは、障害を理由に教育を受ける機会を奪う恐れのある全ての行為であると考えますが、この記述にはそれが具体的に示されていません。例えば、望んでもいないのに特別支援学校への進学を勧めること。校区の小中学校に進学を希望する児童生徒に、支援学校の情報提供を顔しつける。「普通学校にははじめがある。」といったような助言をする。校区の学校に就学を希望している生徒児童に「特別支援学校は合理的配慮である。」といった誤った情報提供をする。以上の事は、不当な差別事例として明記すべきであると考えます。</p>	<p>府立の学校現場における不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例や、教職員が対応する上での留意事項等につきましては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用資料)に記載しています。</p> <p>また、対応要綱における留意事項をわかりやすくするため、学校現場における具体例を示した「府立学校教職員研修用資料」を大阪府教育委員会のホームページに掲載しました。 (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html</a>)</p> <p>なお、市町村立学校の職員に対する職員対応要領の策定については、市町村教育委員会等において対応されることとなりますので、市町村教育委員会に対して情報提供を行ってまいります。</p>